



2020年1月8日

各位

会社名 株式会社ニトリホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）  
白井 俊之  
（コード：9843 東証第一部、札証）  
問合せ先 財務経理部ゼネラルマネジャー 善治 正臣  
電話番号 03-6741-1204

株式給付信託（J-E S O P）への追加拠出に伴う  
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2020年1月24日(金)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 290,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 17,274 円
(4) 処 分 総 額	5,009,460,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の子会社である株式会社ニトリが、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。本制度に関して株式会社ニトリがみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を導入することを、2011年12月20日開催の取締役会にて決議しております。（本制度の概要につきましては、第47期有価証券報告書「第4【提出会社の状況】（8）【役員・従業員株式所有制度の内容】」をご参照ください。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、株式会社ニトリが本信託に対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）を行うこと、および本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため資産管理サービス信託銀行株式会社（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、当社が第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中（2020年2月20日で終了する事業年度から2025年2月20日で終了する事業年度を予定）に株式会社ニトリの従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、2019年8月20日現在の発行済株式総数114,443,496株に対し0.25%（2019年8月20日現在の総議決権個数1,121,673個に対する割合0.26%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

#### ※株式会社ニトリが行う追加信託の概要

追加信託日 2020年1月24日（予定）

追加信託金額 4,904,460,000円（予定）（注）

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 290,000株

株式の取得日 2020年1月24日（予定）

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

（注）本信託は、追加信託金額（4,904,460,000円）および信託財産に属する金銭（105,000,000円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

### 3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2019年12月9日～2020年1月7日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である17,274円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額17,274円については、直前営業日（2020年1月7日）における当社株式の終値17,075円との乖離率が+1.17%、直近3か月間（2019年10月8日～2020年1月7日）における当社株式の終値の平均値16,824円（円未満切捨）との乖離率が+2.67%、直近6か月間（2019年7月8日～2020年1月7日）における当社株式の終値の平均値15,969円（円未満切捨）との乖離率が+8.17%となっており、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条および証券会員制法人札幌証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上